

愛媛県土地家屋調査士会松山支部慶弔規程

松山支部調査士会員相互の友誼親善を保つため、当支部調査士会員及びその家族の慶弔について次の通り定める。

(記念品贈呈)

第1条 支部長は、10年以上在籍した支部会員が退会した場合は記念品を贈呈する。

(弔慰金等)

第2条 次の各号の基準により弔慰金及び花輪を贈呈する。

- | | | | |
|------------------|------------|----|-----|
| (イ) 会員の死亡 | 金 30,000 円 | 花輪 | 1 対 |
| (ロ) 会員の配偶者の死亡 | 金 20,000 円 | 花輪 | 1 対 |
| (ハ) 会員の一親等の血族の死亡 | 金 10,000 円 | 花輪 | 1 対 |

2 第3条第2項の場合においては、前項の金額に金 20,000 円を加算する。

(弔事手伝い)

第3条 前条第1項に掲げる者が死亡した場合は、告別式に支部役員を派遣し、手伝いを行うことができる。

2 前項において、告別式が松山支部管外で営まれる場合は、支部役員の派遣を行わないものとする。

附 則

この規程は平成18年4月22日より施行する。